

秋田県南部地区における秋田県漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和5年9月1日
協定認定日 令和5年9月1日
(協定変更日 令和7年10月7日)

(目的)

第1条 本協定は、秋田県漁業協同組合南部地区に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(定義)

- 第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 **マアジ** 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙第2-5に定めるまあじをいう。
 - 二 **スルメイカ** 資源管理基本方針別紙第2-12に定めるすめいかをいう。
 - 三 **サバ類** 資源管理基本方針別紙第2-16に定めるまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群をいう。
 - 四 **サケ** 秋田県資源管理方針（令和2年秋田県告示483号）別紙第3-1に定めるさけ（しろざけ）日本海系群をいう。
 - 五 **ヒラメ** 秋田県資源管理方針別紙第3-5に定めるひらめ日本海北部系群をいう。
 - 六 **ホッコクアカエビ** 秋田県資源管理方針別紙第3-8に定めるほっこくあかえび日本海系群をいう。
 - 七 **カレイ** 秋田県資源管理方針別紙第3-9に定めるまがれい日本海系群をいう。
 - 八 **マダイ** 秋田県資源管理方針別紙第3-12に定めるまだい日本海北・中部系群をいう。
 - 九 **アカアマダイ** 秋田県資源管理方針別紙第3-13に定めるあかあまだい秋田県海域をいう。
 - 十 **アワビ** 秋田県資源管理方針別紙第3-15に定めるあわび類秋田県海域をいう。
 - 十一 **シロギス** 秋田県資源管理方針別紙第3-17に定めるしろぎす日本海をいう。
 - 十二 **タコ類** 秋田県資源管理方針別紙第3-18に定めるたこ類（まだこ及びみずたこ）秋田県海域をいう。
 - 十三 **小型定置網漁業** 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業に基づく小型定置網漁業及び底建網漁業、秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号。以下「調整規則」という。）第4条第1項第9号に掲げる建網漁業をいう。
 - 十四 **かれい刺し網漁業** 法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業に基づくひらめ・かれい刺し網漁業、調整規則第4条第1項第8号に掲げる固定式刺し網漁業のうちカレイを対象とする漁業をいう。
 - 十五 **きす漕刺し網漁業** 調整規則第4条第1項第7号に掲げる刺し網漁業のうちシロギスを対象とする漕刺し網漁業をいう。
 - 十六 **あまだい漕刺し網漁業** 秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号）第4条第1項第7号に掲げる刺し網漁業をいう。
 - 十七 **採貝漁業** 法第60条第5項第1号に規定する第一種共同漁業権に基づく採貝漁業をいう。
 - 十八 **えびつぶかご漁業** 調整規則第4条第1項第1号に掲げるかご漁業のうちえびつぶを対象とする漁業をいう。

- 十九 小型いか釣り漁業 調整規則第4条第1項第12号に掲げるいか釣り漁業をいう。
- 二十 たこつぼ漁業 法第60条第5項第1号に規定する第一種共同漁業に基づくたこ漁業、調整規則第4条第1項第9号に掲げるたこつぼ漁業をいう。
- 二十一 操業 第一号から第十一号に掲げる水産資源の採捕及びそれに付随する探索、集魚、漁獲物のくみ上げその他これらに準ずる行為をいう。

(本協定の対象となる海域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第3条 本協定の対象となる海域は、秋田県沿岸の海域とし、水産資源の種類（以下「対象魚種」という。）、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

対象魚種	漁業の種類
マアジ、サバ類、サケ、ヒラメ、マダイ等	小型定置網漁業
マガレイ等	かれい刺し網漁業
主としてシロギス	きす漕刺し網漁業
アワビ等	採貝漁業
ホッコクアカエビ等	えびつぶかご漁業
スルメイカ	小型いか釣り漁業
タコ類	たこつぼ漁業
主としてアカアマダイ	あまだい漕刺し網漁業

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

- マアジ 資源管理基本方針別紙第2-5に定める目標
- スルメイカ 資源管理基本方針別紙第2-12に定める目標
- サバ類 資源管理基本方針別紙第2-16に定める目標
- サケ 秋田県資源管理方針別紙第3-1に定める資源管理の方向性
- ヒラメ 秋田県資源管理方針別紙第3-5に定める資源管理の方向性
- ホッコクアカエビ 秋田県資源管理方針別紙第3-8に定める資源管理の方向性
- マガレイ 秋田県資源管理方針別紙第3-9に定める資源管理の方向性
- マダイ 秋田県資源管理方針別紙第3-12に定める資源管理の方向性
- アカアマダイ 秋田県資源管理方針別紙第3-13に定める資源管理の方向性
- アワビ 秋田県資源管理方針別紙第3-15に定める資源管理の方向性
- シロギス 秋田県資源管理方針別紙第3-17に定める資源管理の方向性
- タコ類 秋田県資源管理方針別紙第3-18に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

以下の漁業種について、休漁日を設定する。

漁業の種類	取組内容（休漁の内容）
小型定置網漁業 (さけ定置)	9/1～9/15
小型定置網漁業 (底建網)	11/1～11/15（平沢地区及び金浦地区）、11/1～11/5（象潟地区）
かれい刺し網漁業	6/1～6/30
きす漕刺し網漁業	11/25～12/31
あまだい漕刺し網漁業	9月の市場休日の前日を休漁とする。
えびつぶかご網漁業	8/29～8/31

採貝漁業、小型いか釣り漁業	7月の市場休日の前日（土曜は除く）
たこつぼ漁業	9/26～9/30

（取組の履行確認に関する事項）

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、秋田県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、市場伝票又は操業日誌を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第7条 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に県及び資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第8条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び秋田県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、秋田県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について秋田県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び秋田県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第10条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。

この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間（令和5年9月1日から令和10年8月31日まで）とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第12条 法第126条第1項の規定に基づき秋田県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和5年9月1日から施行する。